

## 第53回(2008年)

問30 報告徴収に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものはどれか。

- 1 許可使用者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、放射線施設の廃止に伴う措置の報告書により、必ず、10日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 許可使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を、必ず、10日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 届出使用者は、事業所等ごとに放射線管理状況報告書を毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について作成し、当該期間の経過後、必ず、30日以内に文部科学大臣に提出しなければならない。
- 4 届出販売業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を、必ず、30日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5 許可使用者は、放射線業務従事者が放射性同位元素の使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくで、実効線量で0.5ミリシーベルトを超える被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を、必ず、10日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。